

かのえ Club 会員規約

第1章 総則

第1条（名称）

この会の名称を「かのえ Club」とする。

第2条（事務所）

この会の事務所を以下に置く。

〒733-0821 広島市西区庚午北3-5-11 cafebar&gallery かのえ

第3条（運営）

この会の運営および管理は、かのえの事業主が行うものとする。以下、管理者と記す。

第4条（目的）

地域内外の多世代間の交流、かつバリアフリーな交流のための居場所づくりを目指す当事業の社会活動を応援することと、応援する人々同士のコミュニケーションを深めることを目的として設置するものとする。

第2章 会員・準会員

第5条（会員・準会員の資格）

この会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。

第6条（入会）

会員・準会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会管理者に提出し、会費を納めた後に登録の承認を得るものとする。

第7条（登録情報の変更）

会員・準会員は、入会申込書に記載した内容について変更がある場合は、本会管理者宛に、その旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

1. 会員・準会員は以下に定める会費を納入する。尚、会費は年度ごとに徴収する。

会員 5000円 準会員 2000円

4. 本会は、一度支払いを受けた会費は返還しないものとする。

第9条（会員・準会員の有効期間）

会員・準会員の資格の有効期間は、登録年度の年度末日とする。年度内の中途の入会でも有効期間はその年度末日とする。

第10条（会員・準会員の特典）

1. 会員・準会員は以下の権利を所有するものとする。
 - (1) 入会時及び更新時に記念品を受け取ることができる。
 - (2) 会員はかのを営業利用の際に利用料金の割引と、駐車料金無料（会員が営業中の駐車全て）の特典を受け取ることができる。
準会員は本人乗車の1台のみ、かのを利用中の駐車料金無料の特典を受け取ることが出来る。
2. 権利の内容は管理者の都合により、会員・準会員に予告なく内容を変更・中止する場合がある。
3. 会員・準会員は、その権利を営利目的または不正目的のために利用してはならない。
4. 会員・準会員は、その権利を第三者に譲渡、売買、担保提供等してはならない。

第11条（退会）

1. 会員・準会員は原則として本会管理者に対する意思表示により任意に退会することができ、同時にその諸権利を失うものとする。尚、本会の存続期間のうち途中で退会する場合でも、会費の返還は行わないものとする。
4. 会員・準会員が次の各号の一に該当する場合、会員資格を取り消し、退会させることができる。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 本規約に違反したとき
 - (3) 会員・準会員が第8条所定の会費の全部又は一部を納入せず、本会管理者が催促を行った日から三ヶ月以内に納入しないとき
 - (4) 違法行為に関与した又は本会の権利を侵害し、その結果本会に重大な損害を与えたとき
 - (5) 本規約第5条所定の資格を喪失したとき
 - (6) 当事業が、営業を停止したとき

第12条（個人情報の取り扱い）

1. 本会管理者が会員・準会員から取得した個人情報は、適切に取り扱うと共に厳重に管理するものとする。
2. 本会管理者は、会員・準会員の個人情報を以下の目的で利用することができる。
 - (1) 第9条に基づく会員・準会員の権利の提供のため
 - (2) 会員・準会員の本人確認のため
 - (3) 新サービス、新機能の開発のため
 - (4) 会員・準会員記述情報の掲載のため

第13条（会則の変更）

本会管理者は、本会則の内容を変更できるものとする。尚、変更された場合、本会は適宜の方法で、会員にその旨を通知するものとする。

付則

1. 本規約は、令和4年4月1日から施行する。